

2013年9月18日

県政記者クラブ各位殿

全国生活と健康を守る会大分県連合会
会長 福間健治

生活保護基準引き下げに対する行政不服審査請求にあたっての声明

① 過去に例のない大幅な引き下げ

2013年度政府予算で、生活扶助は、2013年～2015年の3ヶ年で、段階的に670億円、(最大で10%、予算規模で6,5%)も引き下げました。

2003年に生活扶助基準を0,9%、2004年に生活扶助基準を0,2%引き下げ、2005年に多人数世帯(4人以上)の基準を引き下げた過去の例からしても大幅な引き下げです。

② 内容も手続きもでたらめ

今回の下げ幅の87%にあたる580億円が「物価下落」を口実にしたものです。1984年から、「水準均衡方式」という一般世帯との均衡で最低生活水準を決める方式にかわりました。しかし今回突然ともちだされたのが「デフレ論」です。

消費者物価指数が下がっているのに、その影響を勘案した計算を導入し、計算でもちだされてきたのが、パソコンや電化製品など、生活保護利用者があまり買えないもので、生活保護の世帯の消費動向とはまったく違うものです。最大で10%に抑えるために、どういう計算式があるのかを考えたものです。

結局、本音は、社会保障と税の「一体改革」のなかで、福祉を切り下げる尖兵として、まず、生活保護を槍玉にあげるということであつたしか考えられません。「結論先にありき」の引き下げであり、強く抗議するものです。

③ 生活保護世帯の暮らしを直撃

8月からの、生活保護基準の引き下げは、100%近い世帯に影響し、

多人数世帯、子育て世帯で減額幅が大きくなります。受給者からは「切り詰めた生活をこれ以上厳しくしないでください」「食費を切り詰め、ガス代節約のため冬でもシャワーで我慢。電気代節約のためクーラーも使えません。」など、切実な声と怒りが広がっています。

④ 県民生活にも重大な影響

生活保護基準は、最低賃金に影響をあたえるだけでなく、課税最低限や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助の認定にも用いられています。それは、国民の最低生活を守る岩盤として、社会保障制度の「要」となっています。生活保護基準引き下げによる県民生活へ重大な影響を及ぼすことは明白です。

★今回の不服審査請求運動は、「健康で文化的な最低限度の生活とはどうあるべきか。」を県民に問いかけ、ともに考えていく契機にしていきたいと考えています。

県政記者クラブ各位におきましては、今後とも、この案件にたいする取材方をお願いします。

以上